



鳥取県公報

平成 20 年 10 月 7 日 (火)
第 8 0 3 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (670) (福祉保健課) 2
	県営土地改良事業計画の変更 (671) (耕地課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (672) (森林保全課) 2
	廃川敷地等の発生 (673) (河川課) 3

告 示

鳥取県告示第670号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
鳥取商事株式会社	鳥取市吉方温泉一丁目223-2	デイサービスセンターえざき	鳥取市江崎町37	認知症対応型通所介護	平成20年10月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
鳥取商事株式会社	鳥取市吉方温泉一丁目223-2	デイサービスセンターえざき	鳥取市江崎町37	介護予防認知症対応型通所介護	平成20年10月1日

鳥取県告示第671号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業北条中央地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成20年10月7日から同月27日まで

3 縦覧に供する場所

北栄町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第672号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ1753の2、1753の33から1753の100まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第673号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川課及び八頭総合事務所県土整備局に備え置いて縦覧に供する。

平成20年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川の名称
一級河川千代川水系私都川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成20年10月7日
- 3 廃川敷地等の位置
八頭郡八頭町福本字小山西分24地先から同字27-1地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 3,868.22平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。